

【承認日：令和3年8月27日】

【直近の軽微変更：令和4年10月1日】

調査計画全文

1 調査の名称（☐特定一般統計調査 ☒その他の一般統計調査）

産業連関構造調査（資本財販売先調査）

2 調査の目的

資本財の国内設備投資向け販売高の産業別内訳等を明らかにし、産業連関表の付帯表である「固定資本マトリックス」作成の基礎資料とすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（☒全国 ☐その他）

（2）属性的範囲（☐個人 ☐世帯 ☐事業所 ☒企業・法人・団体 ☐地方公共団体 ☐その他）

日本標準産業分類の大分類E－製造業及び大分類G－情報通信業のうち、経済産業省が所管する

「資本財販売先調査対象品目表」（別紙1参照）に掲げる95品目を製造、販売している企業

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

約1,500企業（母集団の大きさ：約74,000企業）

（2）報告者の選定方法（☐全数 ☐無作為抽出（☐全数階層あり） ☒有意抽出）

製造業については、経済産業省生産動態統計調査、工業統計調査及び経済構造実態調査の名簿から、調査対象品目毎に生産額規模の上位約80%をカバーする事業所及び販売額規模の上位約15%をカバーする事業所を抽出し、また、情報通信業については、経済構造実態調査の名簿から、売上高規模の上位約60%をカバーする事業所を抽出し、企業単位に名寄せした上で、これらの事業所を持つ企業を調査の対象とする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は、別紙2の調査票参照）

企業名及び所在地、法人番号、販売高（国内設備投資向け等）、販売先産業内訳（民間向け、官公庁及び公的企業向け）

〔集計しない事項の有無〕 無☐ 有☒

・法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

（2）基準となる期日又は期間

令和2年暦年

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

経済産業省 — 民間事業者 — 報告者

(2) 調査方法

☒郵送調査 ☒オンライン調査 (☐政府統計共同利用システム ☐独自のシステム ☒電子メール) ☐調査員調査 ☐その他 ()

[調査方法の概要]

民間事業者への委託業務：調査票の発送・回収、審査、記入内容照会、督促

オンライン調査は、経済産業省ホームページ上に掲載した調査票様式をダウンロードし、メールにて提出する方法により行う。なお、調査票様式についてはパスワードを設定する等のセキュリティ対策を行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

☐1回限り ☐毎月 ☐四半期 ☐1年 ☐2年 ☐3年 ☐5年 ☐不定期 ☒その他 (原則5年 (産業連関表作成対象年の翌年に実施))

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：平成28年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和3年10月～11月30日

8 集計事項

集計事項については、別紙3の集計事項様式参照

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (☒全部公表 ☐一部非公表 ☐全部非公表)

(2) 公表の方法 (☒e-Stat ☐インターネット (e-Stat以外) ☐印刷物 ☐閲覧)

(3) 公表の期日

令和4年11月

10 使用する統計基準等

☒使用する→ ☒日本標準産業分類 ☐日本標準職業分類 ☐その他 ()

☐使用しない

調査対象の範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類による。ただし、結果の表章に当たっては、本調査が産業連関表作成のための基礎資料として資本財の国内設備投資向け販売高の産業別内訳等を明らかにすることを目的としているため、産業連関表の部門別に表章を行い、日本標準産業分類は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類の保存期間及び保存責任者は、次のとおりとする。

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済調査票：1年保存
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録：常用

(2) 保存責任者

経済産業省大臣官房調査統計グループ経済解析室長

調査品目表

品目 コード	調査品目名	品目 コード	調査品目名
001	木製家具	051	試験機
002	金属製家具	052	理化学機械器具
003	その他の家具・装備品	053	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具
004	ガス機器	054	望遠鏡・双眼鏡・顕微鏡
005	石油機器	055	カメラ・写真装置・同関連器具
006	製缶板金製品	056	発電機
007	他に分類されない金属製品	057	電動機
008	一般用ボイラ	058	変圧器・変成器
009	タービン	059	電力開閉装置
010	はん用内燃機関	060	配電盤・電力制御装置
011	その他の原動機	061	電気溶接機
012	ポンプ(真空ポンプを除く)	062	コンデンサ
013	圧縮機	063	電力変換装置
014	油圧機器	064	X線装置
015	空気圧機器	065	その他の電子応用装置(X線装置を除く)
016	エレベータ・エスカレータ	066	電気計測器
017	物流運搬設備	067	工業計器
018	冷凍機	068	電気照明器具
019	業務用エアコンディショナ(民生用を除く)	069	太陽電池モジュール
020	動力伝導装置	070	電話(有線)装置
021	消火器具・消火装置	071	電信・画像(有線)装置
022	弁・同附属品	072	搬送装置
023	他に分類されないはん用機械・同装置	073	固定局通信装置
024	建設機械・鉱山機械(建設用トラクタを除く)	074	基地局通信装置
025	建設用トラクタ	075	無線応用装置
026	食品機械・同装置	076	交通信号保安装置
027	製材・木材加工・合板機械	077	パーソナルコンピュータ
028	印刷・製本・紙工機械	078	電子計算機本体(パソコンを除く)
029	包装・荷造機械	079	外部記憶装置
030	化学機械・同装置	080	印刷装置
031	鋳造装置	081	表示装置
032	プラスチック加工機械・同附属装置	082	端末装置
033	数値制御旋盤	083	軽乗用車
034	マシニングセンタ	084	小型乗用車
035	その他の金属工作機械	085	普通乗用車
036	金属加工機械	086	バス
037	機械工具	087	軽トラック
038	金属用金型	088	小型トラック
039	非金属用金型	089	普通トラック
040	真空装置・真空機器	090	二輪自動車
041	ロボット	091	フォークリフトトラック
042	その他の生産用機械	092	構内運搬車・ショベルトラック
043	複写機	093	飛しょう体
044	その他の事務用機械器具	094	看板・標識機・展示装置
045	自動販売機	095	ソフトウェア
046	その他のサービス用機器		
047	体積計、はかり		
048	圧力計・流量計・液面計		
049	精密測定器		
050	分析装置		

1. 調査品目

本調査においては、貴社の以下の品目を調査対象としています。「2. 年間販売高」及び「3. 国内設備投資向け販売高の販売先産業別内訳」については、以下の品目に関する販売高を記入してください。

品目コード	調 査 対 象 品 目 名
(プレプリント)	(プレプリント)

↓

個別品目の名称

記入の手引 別表1「調査品目表」を参照し、「調査対象品目に該当する具体的な品目名称を「品目例示」の中から選んで記入してください。」

2. 年間販売高

「1. 調査品目」に記載された対象品目の年間販売高及び の内訳(最終的な販売先)について記入してください。なお、金額は可能な限り「消費税抜き」で記入してください。

販売高計・内訳		兆	千億	百億	億	千	百万	円	
年間販売高計		A							→貴社内での製造設備等として使用した機器及び貴社が他社へ行う賃貸用の機器も含みます。 (「A」欄は「C」欄～「H」欄までの計と一致します。)
	うち輸	B							
国内設備投資向け販売高	間向け								→貴社内での製造設備等として使用した機器及び貴社が他社へ行う賃貸用の機器も含みます。 ここに記入した金額の販売先産業別の内訳を、右頁に記入してください。
	官 庁及び 公的企業向け	D							
建設投資向け販売高		E							→建物に付随する照明施設、放送設備、冷暖房設備、エレベータ等で貴社が直接ユーザーへ販売(または工事等)したものではなく、 <u>建設会社に販売したもの</u> を記入してください。
原材料向け販売高		F							→部品・附属品として販売したもの(例:業務用エアコンメーカーへ販売した冷凍機、農業機械メーカーに販売したはん用内燃機関等、 <u>それ自体が製品であり、かつ最終製品に組み込まれるもの</u> の販売高)を記入してください。
消費者向け販売高		G							→国内の一般消費者向けに販売したものを記入してください。
輸出向け販売高		H							
消費税の扱い(どちらかを○で囲んでください) 1. 税抜き 2. 税込み									

3. 国内設備投資向け販売高の販売先産業別内訳

- ・「2. 年間販売高」の「民間向け（C）」、「官公庁及び公的企業向け（D）」について、産業別に内訳を記入してください。なお、「D」には、中央官庁、地方公共団体のほか、独立行政法人等向け販売も含まれます（詳細は、「記入の手引」の別表2「販売先産業の分類表」をご覧ください。）。
- ・金額での記入が困難な場合は、「合計 114」の欄に金額を記入したうえで、これを100.0とした構成比で記入しても構いません。

【記入上の留意点】

- ・「販売先産業」は、「最終的な販売先」を指します。よって、貴社製品が卸売業者や小売業者を経由して販売される場合の販売先産業は「卸売業」「小売業」ではなく、最終的な販売先に該当する産業を記入してください。なお、最終的な販売先が卸売業者、小売業者の場合は、「卸売業（商社を含む）73」「小売業 74」の欄に記入してください（例：卸売業者向けにトラックを販売）。
- ・貴社内での製造設備として使用する機器は、貴社の属する販売先産業に記入してください。
- ・貴社が他社へ賃貸する機器は、「物品賃貸業向け（自社の賃貸部門向け 含む）1」の欄に記入してください。

販 売 先 産 業			C 民 間 向 け						官 公 的 企 業 向 け									
			金 額					又は構成比	金 額					又は構成比				
			兆	千 億	百 億	十 億	千 百 万 円		兆	千 百 万 円	億	千 百 万 円						
合 計			114						0	0.	0				1	0	0.	0
農 林 漁 業	耕種農業	1																
	畜産業	2																
	農業サービス業	3																
	林業	4																
	漁業・養殖業	5																
鉱 業	石炭・原油・天然ガス鉱業	6																
	その他の鉱業	7																
飲 食 料 ・ 飼 料 ・ た ば こ 製 造 業	食料品製造業	8																
	料 製 業（酒類、そ の飲料）	9																
	飼料・有機質肥料製造業	10																
	製造業	11																
織 維 製 品 製 造 業	繊維工業（糸、織物、ニット生地、染色整理、網、綱、ロー、製綿等）	12																
	衣服・繊維製品製造業（じゅうたん含む）	13																
パルプ・紙・紙加工品・ 木 製 品	木材・木製品製造業	14																
	家具・装備品製造業	15																
	パルプ・紙製造業（板紙、加工紙等）	16																
	紙加工品製造業（ノート、紙袋、段ボール箱等）	17																

（裏面に続く）

販 売 先 産 業			C 民 間 向 け						D 官 公 庁 向 け					
			金 額					又は構成比	金 額					又は構成比
			兆 億	千 億	百 億	十 億	千 百 万 円		兆 億	千 億	百 億	十 億	千 百 万 円	
化 学 製 品 製 造 業	化学肥料製造業	18												
	無機化学工業製品製造業	19												
	石油化学基礎製品製造業	20												
	有機化学工業製品製造業	21												
	合成樹脂製造業	22												
	化学繊維製造業	23												
	医薬品製造業	24												
	化学最終製品製造業 (石鹼、化粧品、塗料等)	25												
石 油 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	石油製品製造業	26												
	石炭製品製造業 (コークス、練炭、豆炭等)	27												
プ ラ ス チ ッ ク ・ ゴ ム 製 品 製 造 業	プラスチック製品製造業 (履物を除く)	28												
	ゴム製品製造業 (プラスチック製履物を含む)	29												
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	ガラス・ガラス製品製造業	30												
	セメント・セメント製品製造業	31												
	陶磁器・同関連製品製造業	32												
	その他の窯業・土石製品製造業 (耐火物、炭素製品、研磨材等)	33												
鉄 鋼 業	鉄鉄・粗鋼製造業	34												
	鋼材製造業	35												
	鋳鍛造品製造業	36												
	その他の鉄鋼製品製造業	37												
非 鉄 金 属 製 造 業	非鉄金属製錬・精製業（再生を含む）													
	非鉄金属加工製 製造 (伸銅品、電線、ケーブル等)	39												
金 属 製 品 製 造 業	建設・建築用金属 製造業 (鉄骨、橋りょう、ルミナ等)													
	その他の金属製品製造 ガス・石油機器	41												
はん用機械器具製 業	はん用機械器具製造業	42												
生産用機械器具製 業	機械器具 製造業	43												
業務用機械器具製 業	業務用機械器具 製造業	44												
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	電 子 部 品 製造業	45												
	その他の電子部品製造業 (コンデンサ、抵抗器、電子回路等)	46												
電 気 機 械 器 具 製 造 業	産業用電気機械器具製造業 (配線器具、内燃機関電装品等)	47												
	民生用電気機械器具製造業	48												
	電子応用装置・電気計測器製造業	49												
	その他の電気機械器具製造業 (照明器具、電池等)	50												

金額記入できない場合は、右欄に構成比を記入してください。

金額で記入できない場合は、右欄に構成比を記入してください。

販 売 先 産 業			C 民 間 向 け					D 官 公 庁 向 け								
			金 額				又は構成比	金 額				又は構成比				
			兆	千億	百億	十億		千億	百億	十億	億					
			万円	万円	万円	万円		兆	千億	百億	十億	億	万円	万円	万円	
情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業	51														
	電子計算機・同附属装置製造業	52														
輸送用機械器具製造業	乗用車製造業	53														
	その他の自動車製造業	54														
	自動車部品・同附属品製造業	55														
	船舶製造業・同修理業	56														
	鉄道車両製造業・同修理業	57														
	その他の輸送機械製造業・同修理業（航空機、自転車等）	58														
その他の製造業	印刷・同関連業（製版、製本等）	59														
	なめし革・毛皮・同製品製造業	60														
	その他の製造業	61														
再生資源回収・加工処理業（リサイクル業）		62														
建 設 業	建築業	63														
	建設補修	64														
	土木	65														
電気・ガス・熱供給・水道・廃棄物処理業	電力（水力、火力、原子力発電）	66														
	電力（風力発電）	67														
	電力（太陽光発電）	68														
	電力（その他の再生可能エネルギー利用発電）	69														
	ガス・熱供給業	70														
	水道業															
	廃棄物処理業	72														
卸 売 ・ 小 売 業	卸売業（商社を含む）	73														
	小売業	74														
金 融 ・ 保 険 業	金融・保険業	75														
不 動 産 業	仲介及賃貸業	76														
	住宅賃貸業	77														
運 輸 ・ 郵 便 業	鉄 道 輸 送 業	78														
	道路輸送業	79														
	水運業	80														
	航空輸送業	81														
	貨物利用運送業	82														
	倉庫業	83														
	運輸附帯サービス業（水運施設管理）	84														
	運輸附帯サービス業（航空施設管理）	85														
	旅行・その他の運輸附帯サービス業	86														
	郵便・信書送達業	87														

（裏面に続く）

販 売 先 産 業			C 民 間 向 け					D 官 公 庁 向 け						
			金 額				又は構成比	金 額				又は構成比		
			兆	千億	百億	十億		千百万円	兆	千億	百億		十億	千百万円
情 報 通 信 業	通信業	88												
	放送業	89												
	情報サービス業	90												
	インターネット附随サービス業	91												
	映像・音声・文字情報制作業 (新聞・出版業を含む)	92												
公 務	国家公務 (自衛隊を除く)	93												
	地方公務	94												
	自衛隊	95												
教 育 ・ 研 究 機 関	教育機関	96												
	研究機関	97												
医 療 ・ 福 祉	医療機関	98												
	保健衛生機関	99												
	社会保険・社会福祉事業	100												
	介護事業	101												
他に分類されない会員制団体サービス業	他に分類されない会員制団体サービス業 (経済団体、宗教団体、労働組合)	102												
対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	物品賃貸業 (自社の賃貸部門向けを含む)	103												
	広告業	104												
	自動車整備業・機械修理業	105												
	その他の企業向けサービス業	106												
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	旅館、ホテル、その他の宿泊業	107												
	飲食サービス業	108												
対 個 人 サ ー ビ ス 業	洗濯・理容・美容・浴	109												
	娯楽サービス業 (映画館、遊園地、ジャズ・音楽)	110												
	他の対個人サービス業 (旅行業を除く)	111												
そ の 他 の 産 業	その他の産業 ()	112												
不 明		113												

ご協力ありがとうございました。

備 考	
-----	--

集計事項様式

①品目別年間販売高内訳表(金額表)

(単位：百万円)

品目 コード	販売品目名	集計 企業数	年間販売額								
				うち輸入	国内設備投 資向け販売	民間向け	官公庁及び 公的企業向け	建設資材 向け販売	原材料 向け販売	消費者 向け販売	輸出 向け販売
XXX	〇〇〇	XXXX	XXX,XXX	XX,XXX	XXX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX

②品目別年間販売高内訳表(係数表)

(単位：%)

品目 コード	販売品目名	集計 企業数	年間販売額								
				うち輸入	国内設備投 資向け販売	民間向け	官公庁及び 公的企業向け	建設資材 向け販売	原材料 向け販売	消費者 向け販売	輸出 向け販売
XXX	〇〇〇	XXXX	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X

③品目別産業別販売先内訳表(金額表)

(単位：百万円)

品目 コード	販売品目名	産業 コード	産業名	国内設備投 資 向け販売		
					民間向け	官公庁及び 公的企業向け
XXX	〇〇〇	XXX	〇〇〇	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX

④品目別産業別販売先内訳表(係数表)

(単位：%)

品目 コード	販売品目名	産業 コード	産業名	国内設備投 資 向け販売		
					民間向け	官公庁及び 公的企業向け
XXX	〇〇〇	XXX	〇〇〇	XX.X	XX.X	XX.X

令和2年産業連関構造調査(資本財販売先調査)の必要性

1. 令和2年産業連関構造調査(資本財販売先調査)の目的・必要性

本調査は、総務省を始めとする10府省庁の共同事業による令和2年(2020年)産業連関表の付帯表である「固定資本マトリックス」の作成のために実施するものであり、産業連関表で「資本財」として取り扱われる製品について、国内設備投資向け販売高の産業別内訳を把握することを目的としている。

各資本財の産業別販売先内訳は、既存の各種統計調査資料では得られないため、産業連関表作成の都度、概ね5年ごとに毎回調査を実施している。